

捨て場のない公害物質

投棄申請、宙に浮く

チツソ 水俣工場 十管も扱いに苦慮

昨年末の公害国会で成立した海洋汚染防止法の細部が政令で決まっていたため、海洋公害の原因となる工場廃液の海洋投棄の申請を受けた第十管区海上保安本部（鹿児島）が、取り扱いに苦慮している。

申請をしているのは、水俣病訴訟で注目を集めているチツソ水俣工場（吉川悦郎工場長）。工場再建計画として石油化学系の塩化ビニール工場を建設、四月から本格的操業にはいるうとしている。ところが、大量に出る廃液の処理方法が未開発のため、この廃液を当面は太平洋に投棄したいとの申請をした。

新工場では、オキシクロリネーション法により、エチレンからポリバケツなどの原料になる塩化ビニールモノマーを造ることにしている。この生成過程で出来る、乳状の副生油は、DDT、水銀、

PCB（ポリ塩化ビフェニル）などの有毒物質を濃縮した形で吸取するという性質を持っており、フランクトンや魚類に被害を与えたり、漁網を破るなど、海洋汚染の大きな原因となる物質。

熊本県公害課は、工場関係者に事情を聞くなど検討したが、技術面、コスト面で処理には困難な問題が多いとの結論になった。

このため、とりあえずチツソ工場側では、この副生油用の八百ポタンク一基を造り、ここに集めることになった。しかし、副生油は毎月百七十ポも出てくるため、来年春まで合計千六百ポの海洋投棄をしたいとの申請となった。

これまでの海水油濁防止法では、海岸から九十三ポ（五十ポ）離れた海中なら、どんなものでも捨てる事が出来た。しかし、昨年春の公害国会で成立した海洋汚染防止法で、海の汚染を防ぐた

め油と廃棄物は原則として船舶から捨てさせない、と変わった。しかし、どのようなものを、どの場所へ捨てていいかという細部については、関係政令がまだ整備されていない。

申請しているチツソ水俣工場では、「現在技術開発を精力的に進めているところで、塩酸として回収する処理施設をぜひ完成させた」と言っている。

田中房男十管本部長の話 海洋投棄は公害関係官庁で被害実態調査が行なわれ、安全性が確認されなければ許可しない。海洋汚染防止法の細部は今後政令で決められるが、海の汚染は進む一方なので、嚴重なチェックが必要だ。出されている許可願いの内容については、県の公害対策本部に連絡、対策について十分検討してもらう。